

平成29年 第20回
教育委員会臨時会会議録

平成29年10月24日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2483号

平成29年第20回臨時会

日 時 平成29年10月24日(火) 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕

「欠席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第69号 港区学校教育推進計画(素案)について
- 2 議案第70号 区立幼稚園の保育料改定について
- 3 議案第71号 新入学学用品・通学用品費の小学校入学前支給について
- 4 議案第72号 港区生涯学習推進計画(素案)について
- 5 議案第73号 港区スポーツ推進計画(素案)について
- 6 議案第74号 港区立図書館サービス推進計画(素案)について
- 7 議案第75号 港区子ども読書活動推進計画(素案)について
- 8 議案第76号 港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について
- 9 議案第77号 港区立郷土歴史館指定管理者候補者の選定について(非公開)

10 議案第78号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成28年度決算特別委員会の総括質問について
- 2 平成29年特別区人事委員会勧告について
- 3 平成30年度港区立幼稚園園児募集について
- 4 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 5 御成門中学校屋内プールの休止について
- 6 据置型リーダライタの購入について
- 7 港区立郷土歴史館什器等の購入について
- 8 生涯学習推進課の11月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の11月行事予定について
- 10 11月指導室事業予定について

「開会」

○教育長職務代理者 それでは皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第20回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、青木教育長及び薩田委員から欠席の届けがございましたので、よろしくお願いたします。

まず本日の日程第1、審議事項の運営方についてお諮りいたします。審議事項1及び4、5、6、7については、それぞれ関連する計画の素案について審議するものです。そのため日程を変更して、先に審議事項1、4、5、6、7の順番で審議を行い、その後日程を戻して審議事項2、3、審議事項8以降と順に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 では、そのように進めさせていただきます。

(午前10時01分)

「会議録署名委員」

○教育長職務代理者 日程に入ります。

本日の署名委員は山内委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第69号 港区学校教育推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 日程第1、審議事項に入ります。議案第69号「港区学校教育推進計画（素案）について」説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、学校教育推進計画の素案について、ご説明をさせていただきます。本件は、先の9月26日に一度教育委員会で協議をさせていただいておきまして、そこから変更になった点をご説明をさせていただければと思います。早速ですが素案本編をご用意いただきまして、変更となったところをご説明させていただければと思います。

まず2ページをご覧ください。こちらが計画策定の背景ということで国や都の状況を記載させていただいておりますが、2ページの一番上のところの記載を新たに追加しております。平成29年8月中央教育審議会の特別部会、「学校における働き方改革に係る緊急提言」というものをまとめてございまして、この辺も後半で重点事業として掲げておりますので、その辺の背景ということで、ここに新たに追加をさせていただいたということでございます。

また、全体にわたるのですが、例えばその追加した記載のすぐ下ですとか、従来は「平成」ということで年号の表記をしておりましたが、近く変わるようなことも見込まれておりますので、西暦との併記とさせていただいていまして、その分、若干文字数が増えて、行が変わったりというのがあろうかと思っております。

続きまして、65ページを見ていただければと思います。基本目標3「地域社会で支えあう学びの推進」ということで、ここは細かい部分ではあるのですが、施策(1)「多様な主体との協働・連携による教育の推進」という中の文章の2行目ですね、「保護者や地域の学校教育への理解が不可欠

です」の後に「共生社会」という観点を盛り込んでおくということで、表現を追加させていただきました。

次に69ページをご覧ください。こちらにつきましては「教員の負担軽減の推進」ということでございます。この「取組内容」の三つ目の丸のところでございます。「出退勤管理システムの導入」という記載を新たに加えさせていただいています。集計等の事務負担を軽減するとともに勤務時間を適正に管理するというので、「出退勤管理システムを導入します」と記載させていただいています。

続きまして、70ページをご覧ください。こちらが4—(2)—①「学校施設の充実」ということで、まずこちらの取り組み事業の図の名称を「学校施設の充実」と変えさせていただいています。「取組内容」のところでは、下から2行目から「開発が活発化している学区域の状況を詳細に分析し、将来的な施設整備計画の基礎資料とするための調査を行います」ということで、この次期計画の期間中にやっていくということで新たに記載をさせていただきました。また、その下の表ですが、これは港区の基本計画の事業計画化事業の再掲という形になりますが、この学校教育推進計画の中でもこの計画の表を新たに入れさせていただいております。

変更した部分につきましては以上でございます。

続きまして、素案本編とは別に1枚つけさせていただいたものがございます。参考資料1「改定スケジュール」をご覧ください。この後のスケジュールですが、今回ご決定いただきました場合には、11月20日に区民文教常任委員会で、計画の素案についてパブリックコメントを行いますということをお伝えさせていただいて、11月21日から1カ月間パブリックコメントを実施します。

その間区民説明会も開催させていただきまして、その辺を踏まえて1月以降に決定の手続きを進めまして、教育委員会では1月23日にパブリックコメント等の結果のご報告、2月13日に最終的な学校教育推進計画をご審議いただきまして、決定いただければと考えてございます。

次に参考資料2をご覧ください。意見募集と区民説明会の概略について、ご説明させていただければと思います。まずパブリックコメントですが11月21日から12月20日までということで、募集を行うのがこの五つの計画です。資料の閲覧場所は所管する各課ですとか区政資料室、総合支所、図書館となっています。周知は「広報みなと」11月21日号で行うほか、ホームページ、学校等のポスターの掲示等でございます。

次に区民説明会につきましては、この五つの計画プラス「幼児教育振興アクションプログラム」を加えたもので行う予定です。実施回数は2回ですが、まず1回目が12月8日金曜日の18時から20時10分で、生涯学習センターで行います。まずこちらが平日の夜間ということで考えています。もう1回目が、12月10日日曜日の10時半から12時半まで港区役所で行います。こちらは休日の午前中という形で開催いたします。裏面をご覧ください。運営についてはそれぞれ分野別に分けまして、三つのグループをつくってそれぞれ同時にスタートして、それを3回繰り返すという方法で、お1人の方が三つの説明会に順番に参加できるような形を考えております。そうすることによって、日数もある程度絞れるというよことや、今年度他の分野の計画もか

なりありますので、日程の調整がしやすくなるといったメリットがございまして、このような形でやらせていただければと考えております。

甚だ簡単ではございますが、説明の方は以上になります。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご意見ご質問等がございますでしょうか。

前二回の委員会で詳しく検討させていただいた案件ですので、本日は前と変わった点等をご説明いただきましたが、何かご質問はないでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第69号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第69号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第72号 港区生涯学習推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 次に、議案第72号「港区生涯学習推進計画（素案）について」説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、本日付議案資料ナンバー4と4-2を用いてご説明させていただきます。前回審議いただいた内容から変更した点をご説明させていただきます。

資料ナンバー4-2の素案の39ページをご覧ください。施策(2)「生涯学習施設の整備・充実」についての第2段落目、5行目以降の文章についてですが、今まで青山生涯学習館については「地域の生涯学習状況を踏まえた事業実施や、施設利用者の交流を促進するなど、生涯学習センターの分館としての機能強化を図ります」という文章であったのですが、今まで青山生涯学習館については「地域の生涯学習状況を踏まえた事業実施や、施設利用者の交流を促進するなど、機能強化を図ります」と改めさせていただきました。

次に同じく39ページの8行目、3段落についてでございます。こちらについては今まで「生涯学習センター及び青山生涯学習館ともに、周辺状況を踏まえた施設の整備・充実を検討します」という書き方をしておりましたが、生涯学習施設を今後どのように充実していくか、また生涯学習センターと青山生涯学習館を一体的に捉えるかなど、今後のあり方を検討した上で施設整備を検討することから、「生涯学習センター及び青山生涯学習館ともに、周辺状況を踏まえ、今後のあり方や施設整備について検討します」という形に改めさせていただきました。

変更点はこの2点でございます。また改定スケジュールと区民意見の募集や説明会については、学校教育推進計画と同様のため、割愛させていただきます。

甚だ簡単ですが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問等がございますでしょうか。

この案件も前二回の委員会で検討させていただいておりますので、この程度でよろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第72号については原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第72号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第73号 港区スポーツ推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 続きまして、議案第73号「港区スポーツ推進計画（素案）について」ご説明願います。

○生涯学習推進課長 スポーツ推進計画につきましては議案資料ナンバー5と5-2を用いてご説明させていただきます。

まず議案資料ナンバー5-2、素案の43ページをご覧くださいませでしょうか。「数値目標」として成人のスポーツ実施率を四角囲みの中に記載してございますが、全国と東京都のスポーツ実施率の比較の欄に今まで実施率のみを記載してございましたが、例えば港区であれば41.1%という記載のみでしたが、こちらに回答数993人、母数の方も記載させていただきました。

続いて65ページをご覧ください。「区立のスポーツ施設等の整備・充実」についてでございますが、現状スポーツセンターの利用者が増加しており、新たなスポーツ施設の整備を検討していくことを分かりやすく記載すべきというご意見いただきまして、上から4行目のところに「区内にはスポーツセンターや運動場、武道場など、様々なスポーツ施設があります」の後に、今までは「これらの」という記載であったものを、「アリーナ機能を持つ施設などスポーツ施設を計画的に整備し」というような形に訂正させていただきました。

次に、同じく65ページの下方の4-（1）-①「区立のスポーツ施設等の環境整備」の欄にスポーツ施設の一覧を記載してございますが、こちらスポーツ施設にはこれ以外にも学校の屋内プールもあるということでご意見をいただきましたので、67ページの4-（3）-②「学校屋内プールの開放」の欄にも屋内プールの一欄を記載させていただきました。

スポーツ推進計画について、甚だ簡単でございますが説明は以上となります。よろしく願います。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第73号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第73号については原案どおり可決することと決定いたしました。

6 議案第74号 港区立図書館サービス推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 続きまして、議案第74号「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」ご説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第74号「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」、資料ナンバー6と6-2を用いて説明させていただきます。同様ですけれども、前回から追加・修正した部分についてを中心に、説明をさせていただきたいと思います。

A3版の資料の概要を見ていただければと思います。右上のところの「目指すべき姿」のところでございますが、上の目指すべき姿は変わっておりませんが、その下に囲みの中で丸が三つございまして、「資料収集の充実」「図書館サービスの周知方法の拡充」「区民参画事業の推進」と、分かりやすくこの三つを書き加えさせていただきました。これで今回どういうことを目的にやるのかということを確認に記載させていただいております。

続きまして、資料ナンバー6-2をご覧ください。先日の協議の中も含めて、大きく4点内容の変更がございますので、ご説明させていただきたいと思います。

29ページをご覧ください。「目指すべき姿」のところですが、その上から3段目のところです。その2行目「新たに整備する新三田図書館は、区立図書館として最大のフロア面積となり、40万冊収蔵可能なスペースが確保」されるということで、中央館的な機能をみなと図書館から三田図書館の方に移すということを明確に記載をさせていただきました。

続きまして、57ページをご覧ください。図書館を支える新しい管理運営体制の実現ということで、以前は施策（5）のところ「民間的手法の効果的な活用」ということで記載をさせていただいておりましたけれども、こちらは表現に分かりづらさがあるということで、「他の図書館の運営状況を踏まえ、図書館サービスの向上や統一的な運営のあり方を検討します」ということで、ほかの図書館と合わせていきますよというような書き方にさせていただいております。

また、施策の（6）の同じページの下でございますけれども、基本計画に合わせて、高輪コミュニティぷらざの大規模改修に伴う高輪図書館の整備についても、一文を加えさせていただいております。

続きまして、58ページをご覧ください。一番上の5-（6）-②「みなと図書館の整備」でございます。以前は建て替えも含めて検討し、計画を立てるというところまで記載をさせていただいておりましたが、今回は「改修や建替、移転等を含めた整備について、今後の方向性を、調査・検討します」ということで、少しトーンを落とした書き方にさせていただきました。

続きまして、59ページをご覧ください。こちらは港区立郷土歴史館の説明になっておりますが、開館日の日にちであったり、開館時間、曜日、休館日等について書けるところは追記していこうということで、現在書けるだけの内容の記載を中段に追加をさせていただいております。

図書館サービス推進計画の前回からの変更点は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問ご意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第74号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第74号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第75号 港区子ども読書活動推進計画(素案)について

○教育長職務代理者 続きまして、議案第75号「港区子ども読書活動推進計画(素案)について」ご説明を願います。

○図書・文化財課長 それでは、議案第75号「港区子ども読書活動推進計画(素案)について」でございます。資料ナンバーの7番と7-2を用いてご説明をさせていただきます。こちらも、前回から修正になったところ、追加になったところを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料ナンバー7の概要の方をご覧ください。こちらも先程と同様「目指すべき姿」は変わっておりませんが、右側の上の方に丸をつけて「幼少期からの読書習慣を育成」することということと、「中高生の読書活動や本を通じた交流の促進」「本と触れあう機会の創出」というところを明確にお伝えさせていただいております。

あと1点、裏面の右側の基本目標3「学校図書館の充実」の(4)のところに「重点」と書いてございますが、こちらは申し訳ございません、プリントミスでございます。この「重点」を外していただければと思います。お手数をおかけして申し訳ございませんでした。

続きまして、素案に移らせていただきたいと思います。素案はアンケート結果を掲載しているところですが、そこに追加をさせていただいております。

まず、18ページをご覧ください。こちらにつきましては1日の子どもの読書時間の前に、図5として保護者から見た「子どもの読書の好き嫌い」という項目を追加させていただいております。また19ページには、図7に「保護者の読書習慣からみた1日の子どもの読書時間」のクロス集計を追加させていただいております。幼少期では子どもは読書が好きということに対して、中学生にかけて読まなくなっていくということも含めて、こういったところを読むことによって分かるような形で、記載を追加しております。

また23ページ、24ページにつきましても、図14・15ということで、小学生4年生以下の子どものインターネットの利用状況等を載せさせていただいております。この部分につきましては、今後もまた少し追加をさせていただきます。載せていきたいと考えております。

続きまして、10月18日の庁議において、審議の中で指摘があった観点がございますので、この説明をさせていただきます。

まず、26ページをご覧ください。四角枠の上の文章のところですが、下から6行目の部分です。理科教育の質の向上を図るということで理科の関係が書いてあるのだから、科学館のことも書いた方がいいのではないかとということで、「科学館との連携を検討します」という表現を追記させていただいております。

続きまして、50ページをご覧くださいと思います。「調べ学習の支援・促進」のところで、学校図書館と区立図書館のそれぞれの役割が読み取りにくいという指摘がございまして、文章を変更しまして、学校内では学校司書が関係者と連絡をとりながら、資料を整理し提供をするということ、また区立図書館内では、夏休みなどの調べ学習の講座やコンクールの参加を促進するというふうに、誰が何をするかというのを分かりやすく記載させていただきました。

3点目は、52ページをご覧くださいと思います。学校図書館の支援機能については、「図書館サービス推進計画」の48ページに記載されているトーンと合わせた方がいいと指摘があり、文言を修正しています。

以上が、子ども読書活動推進計画の変更点になります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 19ページですが、グラフの表記の仕方、図の7、非常にこういうのも貴重な図だと思うのですが、「1～2」「3～5」「6～9」「10冊以上」と来て「読まない」となるよりは、「読まない」から始まって「1～2」「3～5」「6～9」「10」ってなった方が、要するに0冊からのつながりが見えますので、そこの順番だけ入れかえられるといいのではないかと思います。

○図書・文化財課長 分かりました。ありがとうございます、そちらはそうさせていただきます。

○教育長職務代理者 それでは、今の点を訂正してもらった上で、お諮りいたします。議案第75号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議ないようですので、議案第75号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第70号 区立幼稚園の保育料改定について

○教育長職務代理者 続きまして、日程を戻しまして、議案第70号「区立幼稚園の保育料改定について」ご説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、議案資料ナンバー2をご覧くださいと思います。「区立幼稚園の保育料改定について」です。囲みの部分をご覧ください。審議内容三つ程ございます。1番目として区立幼稚園の保育料について、平成27年度に改定した際と同様に、改定幅の上限を1.3倍とし、96,500円とするものでございます。次に2番目です。子育てサポート保育料についても、平成27年度に改定した際と同様に、改定幅の上限を1.3倍とし、年間利用を96,500円、一時利用を800円とするものでございます。最後に、これまでの階層(A、B、C1、C2、C3)の上に新たに、C4、C5階層を設定するというものでございます。

内容について、順番にご説明させていただきます。まず1の「経緯、背景」についてです。区では平成27年4月に平成10年度以来、17年ぶりに区立幼稚園保育料の改定を行い、最高階層の保育料を年額57,200円から30%引き上げまして74,300円に改定いたしました。その

際、国の徴収基準額の上限を見据え、社会経済状況や運営経費の変動等を踏まえた上で、3年ごとに段階的な保育料の引き上げを行うということといたしました。

次に「課題と解決策」です。保育料につきましては、国の徴収基準額の上限額や私立幼稚園との保育料の格差是正を見据え、幼児教育の無償化など国の動向や社会情勢を踏まえた上で、3年ごとの見直しを行う必要があると考えてございます。

3番「考え方、改正内容」です。

まず(1)「基本保育料」についてです。①の「保育料の算定基礎」についてご説明いたします。保育料につきましては、国が定める基準により算定した公定価格の一部を利用者負担額として保護者から徴収することとしております。また国は利用者負担額の上限を月額25,700円としてございます。参考資料1をご覧ください。資料1の1のところをご覧ください。保育料につきましては公定価格の考え方を参考に人件費、事業費、それから管理費の運営経費を合算し算出基礎としており、基本保育料の運営経費は園児1人当たり752,800円となっております。

お戻りいただきまして本文の2ページ目になります。②の「他区の区立幼稚園保育料」についてです。参考資料の2をご覧ください。港区の保育料は幼稚園を運営する21区の平均額を下回っております。最も高額である区と比較すると半額以下となっております。

また本文中お戻りいただきまして、③の「公私格差の是正」についてです。「公立」「私立」を問わず、保護者が幅広い選択ができる体制を整えること、それから負担の公平性を図るということから、区では私立幼稚園に在園する園児の保護者の負担軽減のための補助金を交付しております。現在区立幼稚園と私立幼稚園の保育料の保護者負担については差が生じておまして、区立幼稚園保育料の見直しを含めた公私格差の是正に取り組む必要がございます。

以上3点を踏まえまして、利用者負担の急激な増加を招かないように前回の見直しと同様に、改定幅の上限を1.3倍として見直しを行い、96,500円といたします。

次に(2)の「新たな階層の設定について」です。恐れ入ります、参考資料の4をご覧ください。現在の一定の所得以下の階層は維持しつつ、国の徴収に合わせた部分の階層を設定いたします。右側の「国徴収基準額」という表の④⑤の部分、これが今回設定しようとしておりますC4、C5のところに当たるものでございます。1枚お戻りいただきまして参考資料の3をご覧ください。右側の改正案のところですけども下のC4、C5というところ、階層を新たに設定いたします。最高階層C5の保育料の改定幅をC3の1.3倍としまして、C4階層につきましては急激な利用者負担増とならないように、改定幅を2分の1、1.15倍、年額で言いますと85,400円といたします。

本文にお戻りいただきまして3ページになります。(3)「子育てサポート保育料について」です。参考資料の1の2をご覧ください。子育てサポート保育の運営経費は一時利用が園児1人当たり846円、年間利用につきましては109,134円となっております。子育てサポート保育料につきましては、受益者負担の考え方を基本としつつ年間利用につきましては改定幅上限の1.3倍とし、基本保育料と同額といたします。一時利用につきましては現行の子育てサ

ポート保育料650円を1.3倍し、100円未満を切り捨て800円といたします。

本文お戻りいただきまして、3ページの「今後のスケジュール」でございます。今後平成29年第4回港区議会定例会に、保育料の条例改正の議案を提出いたします。また、平成29年12月に「広報みなと」、ホームページ等で周知をいたします。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等がございますでしょうか。

基本的なことなのですが、先程公定価格というお話がありましたが、公定価格というのは国が幼稚園の保育料についての基準を定めるために決めたのですか。

○学務課長 1ページの下の方の3行目に公定価格という言葉が初めて出てきますが、(1)の基本保育料の①「保育料の算定基礎」のところなんです。園児1人当たりの運営コストと括弧書きで書いてあるのですが、国の方で人件費とか事業費とか管理費とか、保育の必要量とかそれから認定区分とか、それから施設の所在地などをもとに運営するためにかかる費用を算定したものであるということ、子ども・子育て支援法に規定されているものとして公定価格という言葉が出てまいります。

○教育長職務代理者 その公定価格というのは幼稚園の保育料を、縛る基準になるものなのですか。

○学務課長 縛るものといいますか、一定の基準にはなるかと考えています。利用者負担額という形で園児1人当たりの運営コストから、国が定める徴収基準額というのは月額25,700円という額を算出しています。月25,700円までとれますという形になるのですが、そうすると現行の年74,500円から随分急激に上がってしまうこととなりますので、前回3年前に改定の際に決めました1.3倍と同様に今回も1.3倍という形で、96,500円という形で設定いたします。

○教育長職務代理者 公定価格ができた背景は、子育て支援のために、子ども・子育て支援法で親の負担があまり大きくならないようにということで、縛るためにできたのかなと思うのですが、そうではないのですか。

○学務課長 今委員がおっしゃったような意味も当然含んでいると思います。一応上限額を設けるという形にしておりますので。ただあくまで子ども・子育て支援法の中で、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めるという考え方をとっていますので、その中で上限を定めた上で、各市町村が定めるというような意味合いで言っていることでございます。

○教育長職務代理者 それから今回C4・C5というのは全く新しくできた階層なのですか。

○学務課長 参考資料の3をご覧ください。表の左側のところは現行の区立幼稚園の保育料の階層分けになっております。C3のところ二つ書いてあるのですが、便宜上太い線で分けさせていただいているのですが、現行で言いますと、所得割課税額10,000円以上の方は全て71,300円という保育料を頂戴しているものでございます。これを今回少し階層を細かくいたしまして、現行のC3に当たる部分が右側の改正案になるのですが、所得割課税額が10,000円を超えて77,100円以下である世帯、これ大体年収で言いますと約360万円未満の世帯になるのですが、それについては74,300円。C4で言いますと、年収約360万円から680万円ぐらいの世帯の方が当たります。このC4の階層の部分については1.15倍の85,400

円。さらにC5の部分、年収で言いますと約680万円を超えるような世帯につきましては、96,500円という形で今回設定するものでございます。

○教育長職務代理者 分かりました。今回そのような階層よっての保育料を決めたということですね。よく皆さんに周知されているかどうか、その点はどうか。

○学務課長 今回は条例改正を伴うものですから、議会で条例改正を諮った上で、丁寧に保護者説明会やっていければと考えております。

○教育長職務代理者 今回は階層を改めて、実質的には保育料が上がるということになりますので、周知徹底をよく行った方がよろしいかなと思いますので申し上げました。

ほかに何かご質問ございませんか。

○山内委員 今の小島委員からのご指摘に重なるところですけども、今回C4・C5をつくるというのは、応能負担の原則に基づいてということで異論はないのですけれども、他の例えば保育園の負担など、教育の部局以外のところでのことと同じように対応させていくということなのでしょうか。それともまず幼稚園の部分だけをC4・C5をつくっていくということなのか。区の行政全般との整合性というか、方針と範囲というのを教えていただければと思います。

○学務課長 基本的には子ども・子育て支援法の中で幼稚園の場合は一号認定と言っていますが、一号認定にかかわる部分としては今保育課の方では、こども園の関係がどうしても絡んでくるところがございます。基本的にはこちらで定めた区立幼稚園の保育料が、こども園の方にそのままダイレクトに影響してきます。

ただそれ以外の保育園、二号認定、三号認定については、保育園は保育園の方で独自の階層つくりまして設定していくものですので、直接に影響するものではないと考えています。

○教育長職務代理者 先程の公定価格というのは保育園にも適用されるのですか。

○学務課長 今回の一号認定にかかわる部分につきましては国が定める国の徴収基準額、25,700円というものがあるのですが、保育は保育の方で別の国の徴収基準額を設けられていますので、それはまた別と考えていただければと思います。

○山内委員 次の質問ですけども、私もこの資料ナンバー2の1ページ目の3の(1)の公定価格の説明が今一つ理解できません。というのが、私の認識では価格とコストというのは違うものだと思います。つまりコストというのは実際に生じている費用の問題であって、価格というのはある意味で値づけの問題です。つまりここでまず公定価格として書かれていて、一方で参考資料として、基本保育料の算出方法のところでは1人当たりの費用とありますけど、おそらくこれは園児1人当たりの費用を計算されていますけれども、これが実際の区の幼稚園での運営の費用、コストだと思います。この公定価格というのは、国が定めた運営上のコストの目安としてはこのくらいですということなのか。それともかなり実際のコストとは別の単価として、どう徴収するかという意味での値づけのことを言っているのかというのがよく分からないので、少し教えていただけますでしょうか。

○学務課長 非常に分かりにくくて大変申し訳ございません。参考資料で出しているのは平成28年の決算額という形で算出しているのですが、予算額ベースでも運営経費を出してしまっていて、平成29年の区立幼稚園の運営経費は園児1人当たり674,600円という形で算出しております。

その中で国の基準で算出した運営経費を公定価格という言い方しているのですけれども、それが640,100円という計算になってございます。また、施設型給付費というのが、公定価格から利用者負担を引いた額ということで、区立幼稚園に区が負担している額という形で別に定めているものがございます。国の基準で算定した運営経費、公定価格という形で出すと600,100円という金額が算出されているものでございます。

○山内委員 そうすると国が、価格をいくらですというふうに、1人当たりの価格はいくらですと定めているということではなくて、要は国が定めた基準で経費を積算すると64万いくらですという意味でしょうか。

○学務課長 人件費またその事業費、それから管理費、それから施設の所在地などによって運営経費が変わってきますので、自治体によってそこは違ってくるのかなと思います。港区で算出した場合は、29年度で言いますと園児1人当たり600,100円という公定価格になります。

○山内委員 公定価格という言葉は、国の基準等の中で使われているのですか。または、国の色々な資料などの中で。つまり今回公定価格というのは分かりやすいように、公定価格という言葉を使って書いてくださったという理解でよろしいですか。

○学務課長 実際に公定価格という言葉は子ども・子育て支援法の中に出てきます。

○教育長職務代理人 教育委員会の場だからざっくばらんに色々質問していますが、議会でも同じような質問をする議員がいると思います。そのときの答え方をもう少し分かりやすくした方がいいですね。

○学務課長 分かりやすく説明できるように、事前に準備しておきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長職務代理人 子どもの貧困などそういったものがおそらく背景になって、子ども・子育て支援法ができて、保護者の負担をなるべく軽くしてあげようと、子育てを支援してあげようということが出てきたのが「公定価格」という考え方だと思うのですが、この幼稚園の保育料の値上げの根拠の一つに使われているというと、何というか本末転倒のような感じがします。一般区民の人から見ると少し違うのではないのという感覚を受けるので、議会でそういった質問が出るかは分かりませんが、そういう質問が出たときに、いやいやこういうことなのですと、しっかり説明をしてもらった方がいいと思います。

○学務課長 ありがとうございます。子ども・子育て支援法の中で、世帯の所得の状況また色々な事情を勘案して保護者負担を定めるという応能負担という考え方自体が分かりにくいのかなと思っています。

また、最近の国の動きの中で幼児教育の段階的無償化という話も出ていますし、何でこの時期に上げるのかという質問も出てくるかもしれませんので、しっかりと説明できるよう、準備させていただければと思います。

○教育長職務代理人 それはよろしく願いいたします。

ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。それでは、質疑はこの程度にして採決に入りたいと思います。議案第70号に

ついて原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議ないようですので、議案第70号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第71号 新入学学用品・通学用品費の小学校入学前支給について

○教育長職務代理者 次に、議案第71号「新入学学用品・通学用品費の小学校入学前支給について」ご説明願います。

○学務課長 それでは、議案資料ナンバー3をご覧くださいと存じます。「新入学学用品・通学用品費の小学校入学前支給について」です。審議内容は小学校就学援助の新入学学用品・通学用品費につきまして、平成30年4月入学予定児童から入学前の2月に支給することについてです。

「現状」のところをご覧ください。現在、小学校の就学援助の新入学学用品・通学用品費につきましては、入学後の4月に申請してもらって1学期末の7月末に支給しています。これを中学校に合わせまして、同様に2月に支給するという形をとりたいと考えてございます。

2の「入学前支給」のところですが、入学前にあらかじめ学用品等を購入することができるように、平成29年度から2月に支給と考えております。表のところをご覧くださいと思います。これまで、小学校1年生の準要保護者に対し7月に支給していたものを、変更後は就学前の準要保護者に2月に支給という形で、支給単価につきましては今までと同額の23,890円を支給いたします。

なお欄外のところですが、支給後に区外に転出した場合、または国公立小学校以外への進学が確認された場合には支給額を返還していただくことになります。また入学前支給を受けた方には当然のことですが、入学後に新入学学用品費等につきましては支給いたしません。

裏面、2ページをご覧くださいと思います。上から2行目のなお書きのところがございます。「なお、平成30年度都区財政調整におきまして、新入学学用品費等の金額が上がった場合につきましては、区の支給単価を増額いたします。それに伴い、入学前に支給した対象者については、入学後の7月に差額を支給」することになります。

3番の「支給予定人数及び必要経費」のところがございます。(1)の「平成29年度のみ発生する経費」ということでシステム改修費492,000円程を予定してございます。(2)の「毎年度発生する経費」です。印刷製本費として282,000円程、申請書、それからお知らせ、封筒の印刷、案内の翻訳料でございます。さらに郵便料として290,000円程、案内状の送付料金、それから受取人払いの料金等でございます。また平成29年12月から平成30年2月までの間、案内等の発送、それから申請の受理・確認事務がございますので、臨時職員として1名を配置いたします。人件費として382,000円程を予定してございます。(3)が「翌年度にかかる経費を前倒して支出する経費」でございます。今まで7月に支給していたものを前倒しで2月支給となりますので、今年度支給する経費ということで5,375,000円程を予定しております。内訳としましてはあくまで予定ですが、225名掛ける23,890円ということで算出しています。

4番「今後のスケジュール」です。12月の中旬に補正予算案の議決を経て、同月対象者に申請書・案内を送付いたします。1月中旬に締め切りを予定しております。2月の中旬に認定結果を送付いたしまして、2月の下旬に新入学学用品・通学用品費の支給という形で考えてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等はございますか。

この2ページの3の(1)の「システム改修費」ですが、システムというのは、どのようなシステムですか。

○学務課長 就学援助システムという形で10年から稼働しているシステムがあるのですが、今まで入学前の児童につきましては全くデータを持っていませんので、それを取り込むためのシステム改修という形になります。就学援助、入学前に支給する新入学学用品費等につきましては、世帯の構成員や世帯の収入の状況とかが影響してきますので、それに基づいて判定をして、該当するしないということを判断いたします。そのための改修費用とご理解いただければと思います。

○教育長職務代理者 分かりました。

準要保護者に対してでしたよね。

○学務課長 そのとおりでございます。要保護者につきましては教育委員会からではなくて福祉部局の方で、港区で言いますと生活福祉調整課から支給することになります。

○教育長職務代理者 分かりました。

ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第71号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議ないようですので、議案第71号については原案どおり可決することに決定いたしました。

8 議案第76号 港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

○教育長職務代理者 次に、議案第76号「港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について」ご説明願います。

○図書・文化財課長 それでは、議案第76号「港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について」でございます。資料ナンバー8、また8-2、その後に参考資料をつけさせていただいております。

まず資料8-2をご覧くださいと思います。審議内容でございますが、条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める必要があるということで、こちらはこの後に審議をいただきます郷土歴史館の指定管理者を決定することに当たりまして、指定管理業務を開始する時期を決める必要がございますことから、今回の期日を定める規則を本日提出させていただくものでございます。

続きまして、参考資料をご覧くださいいただければと思います。こちらは平成29年6月21日に港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例を公布しております。その中では第8条の関係としては指定管理者による管理等がずっと書いてありまして、4ページをご覧くださいいただければと思います。4ページの13条までは指定管理の関係を書いてございます。本日議題になっておりますのはこの第2条のところでございます。4ページの後ろから4行目の部分。郷土資料館条例の一部を改正するというので名前を変えて所を変えますということで、5ページにかけて書いてございまして、6ページ、7ページと進んでいただきまして、新しい資料館の方が記載をされております。最後の8ページをご覧くださいますとその中で「付則」とございまして、「条例中第1条の規定は公布の日から」ということで、既に公布されております。「第2条の規定は港区教育委員会の規則で定める日から施行する」ということで本日議題としているものでございます。

内容につきましては、資料8の2枚目を開いていただければと思います。規則案でございますけれども「港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例第2条の規定の施行期日は平成30年11月1日とする」ということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第76号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第76号については原案どおり可決することに決定いたしました。

9 議案第77号 港区立郷土歴史館指定管理者候補者の選定について

10 議案第78号 港区立幼稚園教育職員の人事について

○教育長職務代理者 次に、議案第77号「港区立郷土歴史館指定管理者候補者の選定について」、議案第78号「港区立幼稚園教育職員の人事について」、この2件につきまして、議案第77号は率直な意見交換の中立性が損なわれるおそれがあり、また特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるため、そして議案第78号は人事に関する案件のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

日程第2 教育長報告事項

1 平成28年度決算特別委員会の総括質問について

○教育長職務代理者 それでは、続きまして日程第2教育長報告事項に入ります。「平成28年度決算特別委員会の総括質問について」ご説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、平成29年第3回定例会、10月2日に行われました平成28年度決算特別委員会における総括質問についてご報告をさせていただきます。資料ナンバー1でございます。今回の総括質問におきましては土屋議員、阿部議員、丸山議員、熊田議員、4名からのご質問がございました。

まず3ページですけれども、土屋議員、自民党議員団からでございます。新入学学用品・通学用品費の小学校入学前の支給についてということで、先程資料にございましたけれども、準要保護者にも要保護者と同様に、新入学用品費を入学前に支給できるように進めていただきたいという要望でございます。

そして平成30年度新入学児童から入学前に支給できるように、システム等の実施の準備を進めていただきたいということでございますけれども、既に支給している自治体や支給の準備を進めている自治体の例などを参考にしながら、保護者への正確な就学援助制度の周知方法、それから世帯状況、所得額などの確認を含め、認定方法について事務処理手順を確認・整理するとともに、就学援助システムの改修に要する期間や経費などを精査しております。できるだけ早く小学校入学前に新入学学用品・通学用品費を支給できるよう取り組んで参りますということでお答えさせていただいております。

このご質問に関しましては、5ページの丸山たかのり議員も2番目の質問で同様の質問をしております。

次に土屋議員の2番目、埋蔵文化財保護への意識を高めることについてでございます。多くの埋蔵文化財が発掘される可能性が高い港区において、埋蔵文化財保護への意識を高めることについてということでのご質問でございまして、区内で発掘された埋蔵文化財の展示や遺跡の発掘体験講座の実施等を通して、区内の貴重な文化財の存在を広く区民へ発信し、埋蔵文化財保護への意識の向上を図ってまいりますとお答えしてございます。

次に4ページでございますけれども、阿部浩子議員からでございます。休職者等が出た場合の学校への支援についてということで、メンタルで休職されるケースが多くなっているということから、学期の途中から休職してしまう先生のフォローについて、区としてどのように考えているのかというご質問でございました。

小・中学校の教員が年度途中で休職等となった場合につきましては、東京都教育委員会が教員を新たに任用してございます。その教員は学校が探すこととなっており、学校としては負担になっているところがあります。港区においては区の経費で講師を雇用する独自の区費講師制度がございますので、区費講師を東京都の教員として任用することで、担任等が不在になることで子どもたちに影響が出ないように、最小限にとどめるように努めてまいりますとお答えしております。

2番目は学校施設の整備についてございまして、1日も早く体育館に空調設備を整備すること、それからプールの授業等での温水シャワーを整備するというご質問でございました。

未整備の体育館については小・中学校合わせて現在8校となっております。そのうち5校については改築計画や空調設備の更新時に冷暖房設備を整備する予定で、残る3校については引き続き設置に向けて検討しています。冷暖房設備にかわるものとして、対応として大型扇風機も含めて学校ごとの状況に応じた有効な熱中症対策について、学校とともに検討してまいります。また温水シャワーの設置につきましてはプールが校庭や校舎の屋上等にある場合につきましては、それぞれ大規模なさまざまな関連工事が必要になってまいります。温水シャワーにつきましては改築や大規模な改修時などの機会を捉えまして実施しております。赤坂中学校については改築工事終了の平成34年度に、また小学校については平成32年度までに順次温水シャワーを設置していく予定とお答えさせていただいております。

丸山たかのり議員につきましては一番上でございますが、港区立郷土歴史館の魅力を高める取り組みについてというご質問でございます。多くの方に訪れていただきたいということで、魅力ある施設にするためにどのような取り組みを考えているのかということでございました。

港区立郷土歴史館については港区の新たな魅力に出会える展示、それから区の歴史を学ぶ講座等を通して区の自然・歴史・文化に触れ、区への愛着と誇りを育むことを目指しております。具体的には区内の様子を映し出すプロジェクションマッピングであるとか、タブレット端末を活用したさまざまな年代や多言語等に対応した解説、特色ある建造物のガイドツアーなどを通して、皆さんに身近に感じていただけるよう、さまざまな取り組みを工夫してまいりますということをお答えしてございます。2番目は割愛させていただきます。

次に、6ページでございます。熊田ちづ子議員でございますけれども、学校給食の無償化についてということで、これのまず1点目が、国の責任で無償にするよう要求することについてということでございました。教育の一環である学校給食については国の責任で無償にするよう要求すべきというご質問でございましたけれども、学校給食法第11条第2項におきましては、学校給食の食材費は保護者の負担と定められておりますので、教育委員会といたしましては国に対し学校給食を無償にするよう要求することは考えておりません。

なお、文部科学省におきましては現在、一部の自治体で行われている保護者負担を無償とする独自の取り組みについて把握するため、学校給食無償化について全国調査を実施しております。今後ともこういった国の動向について注視してまいりますというお答えをさせていただきました。

そこについて新たに再質問でございまして、全国都市教育長協議会からの平成30年度の教育に関する国の施策及び予算についての陳情の中で、学校給食費の無償化に向けた財政措置を項目に上げているが、区として国に対し学校給食を無償にするよう要求しないという答弁でよいのかという再質問でございました。

これにつきましては上と同様に、学校給食法で学校給食の食材費は保護者の負担と定められていることをお伝えしまして、この全国都市教育長協議会の要望においては無償にすることではないと解釈していると、教育委員会としても国に対し学校給食を無償にすることは考えておりませんと答弁をいたしました。

しかしながら、もう一度ここに、この全国都市教育長協議会の要望の中に今回、給食費の無償化

について記載があったということのご指摘を受けました。そして再々答弁の中で先程の再質問についてということで、改めて確認をしたところ、平成29年7月に全国都市教育長協議会が作成した「平成30年度文教に関する国の施策並びに予算措置についての陳情」の中で、学校給食無償化に向けた財政措置を要望しておりましたということで、再答弁の修正をさせていただいたところでございます。

2点目につきましては、区としての学校給食無償化を実施することについてということで、「子育てするなら港区」「教育の港区」、区長が目指す「すべての子どもと家庭を見守り続けるまちの実現」のためにも、早急に学校給食の無償化を実施すべきというご質問でございました。同様に食材費は保護者の負担であることをお伝えし、区として学校給食を無償化とすることは考えておりません。

区として取り組みをしている観点をお伝えさせておりますけれども、区独自に果物や特別栽培野菜、精米の一部を公費で購入しており、新鮮な野菜や旬の果物などを使った給食を児童・生徒に提供しております。これは今後とも安全安心な食材の提供、それから食育の推進に積極的に取り組んでまいりますというお答えをさせていただいております。

今回ちょっと熊田ちづ子議員に関しまして、給食費の無償化につきましては再々答弁もございましたけれども、こちらの方で全国都市教育長協議会の方の要望書をそこで確認してということでの答弁になりましたので、今後こうした質問に関してはそういった要望書等も含めてきちんと確認の上、答弁をさせていただきたいと考えてございます。

報告は以上です。

○教育長職務代理者 この件について質問等ございますでしょうか。

4ページの小・中学校のメンタルでの休職のケースなのですが、当教育委員会では守備範囲が幼稚園の教職員ということで、幼稚園の教職員についてのメンタルの問題についてはご報告いただいているのですが、小・中学校の教員については、幼稚園の先生と同様な扱いはしないわけですよね。

やはり小・中学校は都の分野ではありますけれども、この港区の小・中学校の問題なので、小・中学校の先生のメンタル的な問題が発生した場合等について、何らかの報告をいただいた方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○指導室長 では改めて、近い教育委員会で現在の状況についてご報告をさせていただきたいと存じます。

○教育長職務代理者 その方がよろしいですよ。幼稚園のことは、詳しく休職等の問題について案件として出ますけども、小中学校の先生は余り出てこないというか、こちらも知りたいのですが、小・中学校の先生がどの程度、学校現場でどう困っているのか。その辺もご報告いただければと思いますので。

○指導室長 承知いたしました。

○教育長職務代理者 それから、教育長の答弁内容で、区費講師の制度があるので、港区では区費講師を東京都の教員として任用することで、解消されますという趣旨の発言のようなのですが、この場合身分はどうなるのですか。区費講師を東京都の教員として任用することで、身分も東京都の教員となるのですか。

○指導室長 メンタル等で病気になった場合には、基本的には東京都の講師名簿等から探して、その方を東京都教育委員会に申請して講師として任用していただきます。現在、その都費講師がかなりの人数はけてしまっていて、港区に通いやすい方たちというのは数としてほとんどいなくなっているという状況です。その関係で、学校が探すのに非常に手間と時間がかかりまして、下手すると一月ぐらい見つからないということもある状況でございます。

そこで港区で区費講師としてなっている方たちを、東京都の都費講師という身分にさせていただいて、区費講師から都費講師へスイッチするというのが現実的なところでございます。そうしますと、他の自治体が2週間や3週間かかっているものを、港区では決断すれば1週間ぐらいでその手続きが完了しています。

○教育長職務代理者 前提として、都の講師も区の講師も教員免許状においては何ら変わらないということですね。分かりました。

ほかに何かご質問はありますか。

○山内委員 そうすると、もともと区費講師の制度があって、区費で採用している。これはほぼ非常勤の講師ということですよ。その方がいて、代わりに入っていただくような形をとるということですね。先ほど都で登録されている人は非常にはけてしまっていて、なかなか大変だというお話ですけど、そうすると別に区として適任の人をいつも探していて、ある意味で人のプールがあるとか、そういう工夫、努力をされているということなのでしょうか。

○指導室長 実際に区の小1プログラム対応で副担任という形で入っている方たちがいたり、また算数少数人数で入っている方たちがまず即戦力となります。さらに区費で講師をしたい方たちには登録をいただいているわけです。

都の講師の名簿に登録するには、一定の実績がないと都の講師の名簿には登録されませんから、都の講師の名簿に登録できない方たちを区の方で名簿登載していただいて、その方たちを一定担保して行って、区費の講師から都の講師に申請します。1回都の講師になると次の年から都の講師ができます。そうしますと今度は名簿登載している方たちは都の講師にずれていくというような形です。

ただ最近区の講師の方も随分都の講師の方に任用してしまったので、ストックが今はない状況になりつつあります。また年度末になりますと大学生で教職を目指していたのですが不合格だった方たちの中で、教員を目指している方たちをまたさらに登録していただいて、区費講師として任用しながら勉強していただくというようなことを繰り返しているところでございます。

○教育長職務代理者 先程の表現で、学校が見つけなくてはいけないので、学校が大変なのだというような表現ですが、学校ではなくて指導室が探したらいいのではないのですか。

こういうときこそ、指導室が積極的に探してあげなくては学校が大変なのではないのですか。

○指導室長 東京都も、港区教育委員会もそういった名簿を用意していますので、名簿の方たちに確認をとるという作業になります。名簿の方たちに確認をとるということは、当然こういう条件で、こういう内容で、例えば何年何組でこういう学級でというような情報を伝えることが主ですので、そうしますと我々で確認してもいいのですが、それは又聞き状態になってしまって詳細のところ

ずれてしまう。要するに採用するというので、そこはずれないようにしなくてはいけないので、名簿があるので、より詳細な状況を伝えるためには、学校から確認していただくことだけはやっていただく。指導室は名簿を増やす役割だと思っています。

あとは学校間で情報で、ついこの間までここでやっていたのだけでも、この方がこの講師が終わっているよという情報は、港区教育委員会よりも学校の副校長会の方が持っている、そのネットワークで「誰かいい人いない」というような情報交換をして、副校長がダイレクトにかけているケースがたくさんあります。指導室が絡むと、複雑な状況になってしまうので、名簿づくりは指導室として努めてまいります、電話確認は学校がした方が効率的と今は考えているところでございます。

○教育長職務代理者 ただ区議会で今言ったような「学校が探せばいいので、指導室はそこはできない」というような答弁した場合にどうなのでしょう。区議会で納得得られますかね。システム上、学校の全てをバックアップするのが指導室なのではないのかな。「学校が困ってればそれは指導室がやらせていただきます」という答弁でないと、色々な技術上の問題等で「いや、指導室がやったらかえって難しくなってしまう」と、そんな答弁していて議会で通るのでしょうか。

○指導室長 おそらく議員の方たちでは通らないような答弁だと思います。ただ現実的に指導室は名簿をご用意して「名簿にかけてください」としかやはり言いようがありません。

○教育長職務代理者 そこはそうだけれども、「指導室が先頭に立って頑張っ探します」と答えないと、議会で理解を得られないのではないのですか。

○指導室長 それはそういう感想を持たれると思いますけれども、これは指導室がかけると言っても非常に課題が大きいと思います。

○次長 指導室の実態というよりも、答弁の仕方ですね。その辺は、気をつけてまいります。

○山内委員 指導室長のお話はよく分かることで、やはり現場としたら、人が欠けたときに誰を入れるか、この人なら安心だという感覚を持ちながら入れたいというのはあるだろうと思いますね。それはやはり現場の校長であり教員たちからしてもこういう方だったら安心だと、それは例えば信頼できる別の学校の校長や副校長などと情報交換する中で、「ああ、あの人はここにぴったりだよ」とか、色々なそういう情報も加わった中できっと判断されていくのだろうと思います。

だからそこをどう指導室として協力するかということが大事で、その名簿にしてもどうそのリストの中で今までの情報を加えながら、また協力できるようにしておくかということで、現場も安心して選べるというところをどうサポートできるか。そういう意味ではやはり先頭に立ってサポートをする際に大切なのは、現場の作業にどう協力するかということなのではないかなと思います。

○教育長職務代理者 名簿の人数をいかに増やしていくかということが、そのサポートの大事なことで、それは指導室は積極的にやりますと。そのほか当該の校長先生の色々な悩みを、先程言った校長会や色々な場があるわけだから、お互い情報を交換してもらいつつ、その情報交換の仲介者というか、指導室がほかの校長先生に「気楽に相談に乗ってあげて」とか「あれはどうなの」というのを、指導室がやってあげた方がいいのかなという気はします。

○指導室長 それについてはもちろんやってまいります。

○教育長職務代理者 指導室長の言っていることはよく分かっていますし、実際やっているわけですが、ちょっと表現の仕方とか言葉の持っていく方が、今の言い方だけですと少し冷たいかなという気がして、あえて言わせていただきました。

それでは、この件はこの程度でよろしいですか。

2 平成29年特別区人事委員会勧告について

○教育長職務代理者 続きまして、「平成29年特別区人事委員会勧告について」ご説明願います。

○庶務課長 特別区人事委員会から平成29年の勧告がございましたので報告をさせていただきます。資料ナンバーは2でございます。特別区人事委員会は10月11日に、23区の議長及び区長に対しまして職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。

報告につきましては幼稚園教育職員の給与にかかわることでございますので、主な内容と報告の概要についてこの場でご報告をさせていただきます。資料ナンバー2でございますけれども、2枚目以降につきましては別紙になっておりますが、これは人事院勧告の概要でございます。

2ページ目の勧告についてご報告する主な内容でございますが、月例給の引き上げのものと特別給における改定事項、そして扶養手当の見直しでございます。

まず初めに、月例給の引き上げについてですが、特別区人事委員会の調査によりますと、本年の4月1日時点で職員の給与が526円、率にして0.1%でございますが民間従業員の給与を下回っております。特別区人事委員会ではこの差を解消するため、幼稚園教育職員の給与を平成29年4月1日に遡及いたしまして引き上げを実施するよう勧告をしているところでございます。

次に、2番目の特別給の支給率引き上げでございますけれども、特別給については期末勤勉手当で構成されております。平成28年8月から平成29年7月までの間に民間従業員に支給された特別給の割合は年間4.52カ月となっております。職員の支給月数4.4カ月上回っております。そのため年間月数を0.1カ月引き上げまして4.5カ月とするものでございます。改定は改正条例の交付の日といたしまして、本年12月に支給いたします勤勉手当に割り振る予定でございます。

次に、3番目でございますけれども扶養手当の見直しでございます。国は扶養手当について本年度4月から、配偶者に係る手当額を他の扶養親族の手当額と同額まで減額する一方、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げる改正を行なっております。特別区においても配偶者を扶養親族とする職員の割合は減少傾向にございますこと、そしてまた子に係る手当を充実する必要性が認められていることから、国と同様の改正を行います。

具体的には現行13,700円の配偶者に係る手当額を6,000円に引き下げまして、現行6,000円の子に係る手当額を9,000円まで引き上げます。本改正につきましては平成30年の4月に実施をしますけれども、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、平成30年度及び平成31年度で段階的に実施します。

最後に勧告実施に伴う今後の手続でございますけれども、勧告については11月の中旬に特別区職員労働組合連合会との交渉がございます。妥結によって実施されることとなった場合は、11月

下旬の教育委員会で、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてご審議をいただく予定でございます。教育委員会でご決定いただきました後、平成29年第4回の港区議会定例会に条例の一部改正として議案を提出する予定でございます。

なお本条例に関連いたします港区幼稚園教育職員の勤務手当に関する規則の一部改正については、条例の一部改正が議会で可決された後ご審議をいただく予定でございますので、またこちらでご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。説明は以上です。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問等ございますでしょうか。

一時期、公務員の給与が据え置きが長かったのが、この数年少ずつアップする状況になって、士気の面から考えると非常にいいことだと思います。

○庶務課長 そうですね、21年から25年まではマイナスとなっておりました。

○教育長職務代理者 マイナスでしたか。

○庶務課長 26年からこの4年間は引き上げをしております。

○教育長職務代理者 そういう意味では妥当な内容、結論と思っております。アップの点についてはこのとおりでいいと思うのですが、2ページ目等の「人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見」というところで、昇任に対する不安を軽減することが肝要ということが出てきています。教育委員会では、副校長や係長、課長級が大変だから応募しないなどの話をよく聞くのですが、その辺はどんな対応をしているのですか。「昇任に対する不安を軽減することが肝要」と書いてあるのですが、どんなことをなされているのですか。

○庶務課長 この任用制度の中で、例えば現1級職から3級職までの職務の職員の級を廃止し、係長級の下に係員の職及び主任の職を設置するというような、先ほど委員がおっしゃったように、できるだけ昇任意欲を引き出せるという部分で級の設置を変更いたしまして、できるだけ主任級になったときはもう次は係長になるというような方向で考えているところでございます。

ですので、それぞれ級の位置づけに高いモチベーションを持たせるという意味からも、任用制度の中で検討していくということでございます。

○教育長職務代理者 分かりました。

ほかに何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

3 平成30年度港区立幼稚園園児募集について

○教育長職務代理者 次に、「平成30年度港区立幼稚園園児募集について」ご説明願います。

○学務課長 それでは、「平成30年度港区立幼稚園園児募集について」ご説明させていただきます。資料ナンバー3をご覧ください。

初めに幼稚園の募集定員でございます。今回3歳児につきましては新たに22名の定員増ということで、全体として10園で363名の募集をいたします。現在の数は328名でございます。また4歳児につきましては全体として12園で239名の募集をいたします。この239名ですけれども、29年度の4歳児の定員580名から29年度の3歳児の定員の341を引いたものとして

算出をしております。また5歳児につきましては、港南幼稚園以外は今回一斉募集はいたしません
が、5歳児の定員に対しまして現在217名程度空きがございますので、十分対応できる状況で
ございます。一斉募集の終了後、随時申し込みを受け付けてまいります。

次に応募の資格でございますけれども、港区に住所を有し、該当する生年月日の幼児となります。

次に今後のスケジュールです。募集要項の配布につきましては11月13日から開始をいたしま
す。応募の受付ですが、11月21日から3日間幼稚園または学務課で行います。応募の結果定員
を超えるような場合につきましては12月5日に区役所9階大会議室で抽せんを行います。定員に
満たない園が出た場合は追加の受付をし、定員を超えた場合については追加受付のまた抽せんを新
たに実施することになります。その後面談・健康診断を実施し、12月下旬には入園決定となる予
定でございます。説明は以上です。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

幼稚園の定員等については何度かこの教育委員会でも議論しておりますので。1点、港南の5歳
児の30人の募集というのは、これは何なのでしょう。

○学務課長 増設ということで30名増という形になっております。

○教育長職務代理者 港南で5歳児の需要が30人見込まれるということなのですか。

○学務課長 港南幼稚園については、4月当初で60名の定員に対して58名の応募がございま
した。

○教育長職務代理者 今聞いているのは5歳児ですが、そんなにいるのですか。

○学務課長 今現在で言いますと5歳児が54名いるのですけど、この定員に対してもある程度余
裕のない状況にはなっています。

○教育長職務代理者 そうですか、なるほど。分かりました。

ほかに何か質問、ありますか。よろしいですか。

それでは、この報告は以上とします。

4 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長職務代理者 次に、「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」ご説明お願いいたします。

○学務課長 それでは「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」ご説明をいたします。資料ナ
ンバー4をご覧くださいと思います。こちらにつきましては平成29年4月から8月、1学期
分の事故でございます。

1枚おめくりいただきまして、横の表をご覧くださいと思います。右側のところですけども
事故発生件数は計19件です。下表になりますけれども昨年同時期が29件でございますので、件
数としては減少しております。なお、見舞金支給の要件であります入院1日以上、通院6日以上
の事故につきましては5件、下の表、前年同期は13件ですので8件の減少となっております。

なお大変申し訳ございませんが、一部訂正がございます。平成29年5月9日の教育委員会にお
きまして、平成28年度年間の事故発生状況を報告したときに、下の表に当たる部分なのですが、
小学校の25件を22件、中学校につきましては3件のところを2件、また合計のところ29件と

したものを25件として誤って報告いたしました。本来の正しい数値としては今回のこの件数として、表記のものが正しい件数でございます。お詫びして訂正させていただきます。

それではもう1枚おめくりいただきまして、2ページの事故内容のところをご覧いただければと思います。けがの程度の重いものを中心にご説明させていただきます。

太線の上の部分、管理内の事故ですけれども(1)の②のところです。赤羽幼稚園のケースですけれども、保育中に遊戯室にて高さ50センチ程度の巧技台の方からジャンプしマットに飛びおりた際に、自分の舌を深くかんでしまったということで、傷口として1.5センチ程度ありましたので、タクシーで病院に搬送して、医師の判断で全身麻酔により手術し、入院ということの報告を受けております。

その下の③番、南山小学校体育の授業中の事故ですけれども、運動会の表現の練習中、自分の演技が終わった後体育座りをして座っていると「疲れた」と言って横に倒れ込んだということで、声かけに反応がなく、AEDの処置後救急搬送したという案件でございます。

それから一つ飛びまして⑤の港南中学校、これも体育の授業中ですけれども、運動会の競技種目「マナスル」の練習中に、竹の棒から飛びおりた際にバランスを崩して転倒し、両手を強く地面についたということで、通院13日右腕橈骨、これは左右の親指の骨折ということで報告を受けている件でございます。

簡単ですけれども説明は以上となります。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

件数としては大体いつもと同じぐらいでしたか。

○学務課長 1ページの表をご覧いただければ、今回大幅にという程でもないのですが、前回、同時期と比べますと10件程度、29件対19件ということですので、ある程度減っていると思います。

○教育長職務代理者 分かりました。

それから2ページの「マナスル」というのは何でしたか。

○学務課長 生徒の持った棒を立てたものにガーッと登って行って旗か何かを立てておいてくるという競技のようです。マナスル、山の名前から来ています。

○教育長職務代理者 それでは、この件は以上とします。

5 御成門中学校屋内プールの休止について

○教育長職務代理者 次に、「御成門中学校屋内プールの休止について」ご説明願います。

○生涯学習推進課長 御成門中学校屋内プールの休止につきまして、本日付資料ナンバー5を用いてご説明させていただきます。今回御成門中学校の特定天井の耐震化対策工事のため、臨時に休止期間を設けさせていただきます。

休止期間は29年11月4日から30年3月9日までを予定してございます。告示日は明日10月25日を予定しておりまして、利用者への周知方法は「広報みなと」11月1日号に掲載するほか、ホームページへの掲載、チラシ配布、ポスター掲示、みなとコールによる案内を予定していま

す。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問等ございますでしょうか。

耐震化対策ですから、これでよろしいですね。

6 据置型リーダーライタの購入について

○教育長職務代理者 続きまして、「据置型リーダーライタの購入について」ご説明願います。

○図書・文化財課長 「据置型リーダーライタの購入について」でございます。報告内容としましては図書館システムに接続し、I Cタグを読み込む据置型リーダーライタを購入いたしまして、合計で59台の購入予定でございます。

内容としまして保守期限が切れる現行機器の後継機種を購入させていただき、議案になりますので平成29年第4回定例会に提出予定の案件でございます。以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

ちょうど保守期限が切れるということで、いたし方ないですかね。

この報告はこの程度でよろしいですか。

7 港区立郷土歴史館什器等の購入について

○教育長職務代理者 次に、「港区立郷土歴史館什器等の購入について」ご説明願います。

○図書・文化財課長 「港区立郷土歴史館の什器等の購入について」でございます。報告内容につきましては歴史館の開設に伴いまして什器等を購入させていただきたいと思っております。購入物品は机113点、いす227点、棚147点、その他364点でございます。

購入に関する議案につきましては平成29年第4回定例会に提出をする予定でございます。説明は以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

議案として議会に出すのはいくら以上と決まっているのですか。

○図書・文化財課長 2,000万円を超えるものとなります。

○教育長職務代理者 ということは、これは2,000万円を超えるのですか。分かりました。

何かご質問ございますか。よろしいですか。それでは、この案件は以上とします。

8 生涯学習推進課の11月事業予定について

9 図書館・郷土資料館の11月行事予定について

10 11月指導室事業予定について

○教育長職務代理者 次に、「生涯学習推進課の11月事業予定について」「図書館・郷土資料館の11月行事予定について」「11月指導室事業予定について」、この3件については定例報告ですので配布の資料のとおりです。各案件についてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほか何かありますか。

○庶務課長 特にございませぬ。

「閉会」

○教育長職務代理者 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を11月14日火曜日、午前10時からの開催の予定です。よろしくお願ひいたします。

お疲れさまでした。

(午後0時13分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 山内 慶太